

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十四号）（税務課）

### 一 趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、外形標準課税の対象法人に係る法人事業税について、付加価値割及び資本割の税率を引き上げ、並びに所得割の税率を引き下げる等を行う。

### 二 内容

#### (一) 個人県民税

配当割の特別徴収義務者について、国が国債の利子を直接支払う場合、国が特別徴収義務者となるよう、所要の措置を講ずる。

#### (二) 法人事業税

外形標準課税の対象となる資本金一億円超の普通法人について、付加価値割及び資本割の税率を引き上げ、所得割の税率を引き下げる。

#### (三) 地方消費税

国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税について、国外事業者が提供する役務も課税対象とされたことに関し、国外事業者が行う国内事業者向け電気通信利用役務等については納税義務者を国内事業者とする措置を講ずる。

#### (四) 県たばこ税

ア 紙巻たばこ三級品に係る特例税率を平成二十八年四月一日から段階的に廃止する。

イ 税率の引上げに伴い、手持品課税を実施する。

#### (五) その他

地方税法の改正に伴う規定の整備を行う。

### 三 施行期日

二(三)については、平成二十七年十月一日

二(一)については、平成二十八年一月一日

二(二)及び四については、平成二十八年四月一日

二(五)のうち、個人県民税に係る規定の整備は平成二十八年一月一日、法人県民税に係る規定の整備は平成二十八年四月一日、審査請求に係る規定の整備は行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日